広島市青少年指導員設置要綱

（設置）

第１条　広島市教育委員会青少年育成部（青少年総合相談センター）（以下「センター」という。）が行う総合的な補導活動を効果的に推進するため、センターに広島市青少年指導員（以下「青少年指導員」という。）を設置する。

（業務）

第２条　青少年指導員は、地区担当と情報担当により構成し、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　地区担当

ア　街頭補導活動

イ　青少年相談活動

ウ　地域環境浄化活動

エ　情報連絡活動

オ　その他青少年の非行防止のために必要な活動

(2)　情報担当

ア　デパート、スーパー等の店舗における青少年の問題行為の防止

イ　デパート、スーパー等の店舗における青少年の行動等に関する情報提供

（分担地区等）

第３条　地区担当は原則として各小学校区内において、また、情報担当は原則として各店舗において業務を行うものとする。

（委嘱）

第４条　地区担当は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　社会的信望が厚く青少年の指導について熱意と関心がある者の中から、各地区の青少年健全育成連絡協議会が推薦する者

(2)　その他、市長が適当と認めた者

２　情報担当は、デパート、スーパー等の保安担当職員の中から、市長が委嘱する。

３　市長は、必要と認めた時に、第２条に規定する青少年指導員の他に、別に定めるところにより、青少年の非行防止のために必要な活動を行う青少年指導員を委嘱するものとする。

（定数）

第５条　地区担当の定数は、原則として各小学校区に６人以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

２　情報担当の定数は、市長が必要に応じて定めるものとする。

（青少年指導員証）

第６条　市長は、青少年指導員に対し、青少年指導員証を交付する。

（任期）

第７条　青少年指導員の任期は、第４条第１項に掲げる者にあっては３年とし、同条第２項に掲げる者にあってはその職にある期間とする。ただし、同条第１項に掲げる者のうち、補欠により委嘱された青少年指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

（実費弁償）

第８条　市長は、地区担当の青少年指導員が第２条第１号に掲げる業務に従事したときは、その者に、別に定めるところにより、その実費を弁償する。

（解　嘱）

第９条　市長は、青少年指導員が次の各号の一に該当する場合は、第７条の規定にかかわらず、青少年指導員を解嘱することができる。

　(1)　自己の都合により、辞任の申し出があった場合

(2)　心身の故障のため、青少年指導員としての業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

　(3)　青少年指導員としてふさわしくない非行のあった場合

　(4)　その他、市長が青少年指導員として適当でないと認めた場合

（委任規定）

第10条　この要綱に定めるもののほか、青少年指導員の活動に関して必要な事項は、教育長が定める。

　　附　則

この要綱は、昭和４６年１０月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成８年１月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成１２年５月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成１５年５月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

　　附　則

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に第４条第２項により委嘱している青少年指導員の任期は、改正前の規定にかかわらず、改正後の第７条によったものとみなす。